

社会福祉法人紫波会

令和3年度事業実施計画書

特別養護老人ホームにいやま荘
特別養護老人ホームにいやま荘桜町ユニット
にいやま荘短期入所生活介護事業所

にいやま荘居宅介護支援事業所
にいやま荘通所介護事業所

(介護予防・日常生活支援総合事業 第1号通所事業)

介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービスA

(ふれあいプラザ赤石・シニアプラザ佐比内)

グループホームやすらぎ
紫波町高齢者生活福祉センター(こもれび)

あづまね温泉保養施設ききょう荘
あづまね温泉通所介護事業所

(介護予防・日常生活支援総合事業 第1号通所事業)

社会福祉法人紫波会基本理念

個人の尊厳を守り、人間愛を持ち続け、地域と共に歩む

老人福祉施設倫理綱領

老人福祉施設は、わが国を豊かでやすらぎのある高齢社会とするために大きな役割を担っており、そこに働く私たちには、すべての国民から、大きな期待がよせられています。

この期待に応えるためには、関係法令を遵守するだけにとどまらず、利用者に対しノーマライゼーションと人権尊重の理念に基づき、専門的サービスを提供する義務があり、社会の信頼に応えるために、公平・公正なサービスの実現に努める必要があります。

私たちは、このような自覚と決意をさらに強固なものとするため、老人福祉施設で働くすべての人々が厳守すべき『老人福祉施設倫理綱領』をここに定めます。

【1】施設の使命

老人福祉施設は、地域社会の支持を受けて、高齢者が地域で安心して生活を送ることができる拠点施設となることを使命とします。

【2】公平・公正な施設運営の遵守

老人福祉施設で働く私たちは、高齢者の生活と人権を擁護するため、自己点検を強化し公平・公正な開かれた施設運営に努めます。

【3】利用者の生活の質の向上

老人福祉施設で働く私たちは、利用者一人ひとりのニーズと意思を尊重し、可能性の実現と生活の質の向上に努めます。

【4】従事者の資質・専門性の向上

老人福祉施設で働く私たちは、常に誠意をもって質の高いサービスが提供できるよう、研修・研究に励み、専門性の向上に努めます。

【5】地域福祉の向上

老人福祉施設で働く私たちは、地域社会の一員としての自覚を持ち、保健・医療等関連分野との連携を強化し、地域福祉の向上に努めます。

【6】国際的視野での活動

老人福祉施設で働く私たちは、諸外国との交流を促進し、国際的視野にたち、相互の理解を深め、福祉の推進に資するよう努めます。

令和3年度社会福祉法人紫波会事業実施計画

はじめに

新型コロナウイルス感染症の拡大により、法人サービス全般において、利用者数の減少や利用控え、サービス提供の一部制限など今後も厳しい状況が続くと予想されます。

新たな生活様式に基づく面会方法や業務の改革、今年度の介護報酬改定においても、ICTを利用した業務の効率化や国への介護データ提供に伴う新たな報酬体系など、介護の分野へもデジタル化が求められ、働き方や意識を大きく転換する時期に来ております。

また国内では近年、自然災害等による被災で施設の犠牲者が多数出ている状況を踏まえ、災害等に備えた事業継続計画を地域住民と共に作成していく必要があります。

継続して、法人事業の円滑な運営を行えるよう努め、サービス提供に当たる人材の確保・育成・定着に努め、基本理念を遵守し、質の高いサービスを展開できるよう取り組みます。

基本理念

個人の尊厳を守り、人間愛を持ち続け、地域と共に歩む
～寄り添い・学び・選ばれるサービスの実践～

[1]基本方針

- 1、利用者本位のサービス提供に努めます。
- 2、地域福祉の向上のため、関連機関及び地域との連携を深めます。
- 3、健全経営に努め、透明性と発展性のある社会福祉法人を目指します。
- 4、健康管理を徹底し、心身ともに健全で意欲的に業務を遂行していくよう努めます。
- 5、災害救助法適用地域での被災者支援活動等に協力します。
- 6、事業継続計画（BCP）の作成・運用、防災体制をより充実させます。
- 7、地域における公益的な取り組みを実施します。
- 8、認知症高齢者等にやさしい地域づくりに協力します。
- 9、徹底した感染症対策のもと事業の継続を行います。

[2]運営の重点

1、利用者本位～寄り添い

- (1) 顧客ニーズを最大限尊重した自立支援への質の高い介護サービスを継続的にを行います。
- (2) 個室化等整備された施設環境を活用し個別ケアを実践するとともに、サービス提供体制基盤の充実を図ります。
- (3) 医療環境の変化に柔軟に対応できる体制を整え、利用者の安全安心を守ります。
- (4) 衛生管理を徹底し、嗜好や栄養のバランスに配慮した食事を提供します。

[3] -1 部ごとの計画（総務管理部）

■目標

・行政・医療機関・他関連事業所との効率的連携、各事業部との連携を密にし、法人内の体制強化に努める。

(1) 透明性・発展性のある社会福祉法人

- ①介護保険制度下における経営体としての財務内容確立を目指し、コンプライアンスを遵守し一層の効率的経営に努めるとともに、関連機関と連携を深めます。
- ②人材育成、キャリアパス制度の導入、人事考課制度の効果的活用を適切に行います。
- ③防災体制等危機管理への対応を充実させます。
- ④情報を公開し地域社会との連携を図ります。
- ⑤苦情処理体制の積極的運用を行います。
- ⑥入居者の財産管理を徹底します。
- ⑦ガバナンス及び事業所間の連携強化を図るとともに、年度計画・中長期計画の進捗等について管理します。
- ⑧デジタル化の推進による業務の効率化を行います。

(2) 健全経営及び管理運営

- ①社会福祉法等の改正に合わせ、規程等の見直しを随時行います。
- ②業務計画及び予算を適正に執行します。
- ③外部会計事務所による財務内容の点検を定期的に行います。
- ④委託業務について、受託業者との密接な連携を行うとともに、その効果等を検証します。
- ⑤堅実な運営を行うために、購入品等の価格調査を徹底します。
- ⑥地域に開かれた施設、住民との絆をより強くするために広報紙を発行します。
- ⑦ホームページを管理します。（法人現況報告書の開示）
- ⑧人員配置・設備基準等関連法令を遵守します。
- ⑨共生社会実現のため、障害者の職業による自立を支援します。
- ⑩事故防止対策等（介護事故・個人情報管理・感染症防止・苦情処理）リスクマネジメント体制を強化します。
- ⑪建物・設備の保守点検を適切に行います。
- ⑫施設内外の環境整備、美化を進めます。
- ⑬家族との適切な連絡、調整を図ります。（四半期ごとの預り金報告・希望による随時開示、関係諸帳簿の整理保管、複数職員立会による現金・貴重品収受の徹底）
- ⑭事業継続計画の作成、防災訓練の実施、機械操作・対応策の徹底、にいやま荘協力会との連携強化、防災委員会の定期的開催、日常の自主点検、県立中央病院附属紫波地域診療センターとの防災に関する連携の強化、非常食、非常電源の確保等防災体制を強化します。
- ⑮働き方改革に伴う、同一労働同一賃金への対応、勤怠管理システムによる残業等の適正な管理を行います。
- ⑯女性活躍推進法・一般事業主活動計画に基づいた取り組みの実施を行います。
- ⑰口座振替サービスの導入により、利用者負担の軽減と事務の効率化を図ります。

(3) 地域福祉の向上

- ①老人保健行政・医療機関・他関連事業所との効率的連携を進めます。
- ②介護ボランティア・実習生等の受け入れを積極的に行い、また住民への介護教室等の開催を通じて、社会福祉全般への理解と担い手作りを行い地域福祉の向上が出来るよう支援します。
- ③要援護老人等が地域で生活を継続できるよう、自己決定を基本に据えたサービスを提供しながら自立と生活の質の向上を図ります。

(4) 公益事業の推進

- ①地域における公益的事業（あんしんサポート事業）等を展開します。
- ②低所得者に対して、利用者負担の軽減措置を図ります。
- ③加盟団体を通じ、職員派遣等被災地支援に可能な限り協力します。また岩手県災害派遣福祉チーム養成研修の受講を通じて、広域的に被災地支援が出来る人材を育成します。
- ④施設を開放し地域住民との交流を図ります。
- ⑤町内の社会福祉法人連携ネットワークを通じ、協働して買い物等支援事業、就労準備支援ボランティア等の公益事業を展開します。

(5) 健康管理及び職場環境の向上

- ①福祉現場に従事する職員として最大限その能力を発揮できるよう、健康管理の徹底・自己啓発意欲の向上を図ります。職員の定期健康診断、年1回のメンタルヘルスチェックと事後指導、節目における人間ドック・その他各種検診による健康管理と長時間労働の抑制に努めます。
- ②産業医による職場巡視、健康診断結果チェック、健康相談等を実施し、専門的立場からの指導・助言を受け、健康管理及び職場環境の向上ができるよう取り組みを行います。
- ③衛生管理者による事業場巡視と衛生委員会の定期開催により、事業場環境等の把握と課題の解決に向けた取り組みを行います。
- ④各種ハラスメント防止対策と周知を行い、職場環境の向上が出来るよう取り組みを行います。

(6) 人材育成

- ①関連する法令・知識・技術の習得を図ります。
- ②職種毎のキャリアパスを構築します。
- ③0JT・OFF-JT・自己啓発援助制度等、人材育成計画に基づいた人材育成を行います。
- ④成果について評価する人事考課制度の活用を適切に行います。
- ⑤法人運営を担う人材の確保と育成をすすめます。
- ⑥一般事業主行動計画の実施。
- ⑦介護職員の処遇改善を図ります。

ア) 資質の向上	・介護職員実務者研修等受講支援 ・専門性の高い研修等受講支援
イ) 職場環境等の改善	・移乗用リフト等の介護機器導入 ・衛生委員会の定期的開催と労働安全対策の充実
ウ) その他	・非正規職員から正規職員への転換、定期的な職員採用等 ・介護職員処遇改善加算、特定介護職員等処遇改善加算の積極的な算定

[3] -2 部ごとの計画（施設事業部）

1. 特別養護老人ホームにいやま荘（従来区分）

■目標

- ・ひとりひとりの自律と暮らしの継続を支援する。

（1）生活介護の重点

- ①入居者の意思を尊重し、入居者それぞれの自律に向けた援助を行います。
- ②プライバシーを尊重し、入居者の心身の安定が得られるよう、住み良い環境づくりに努めます。
- ③個別の心身機能に対応した生活づくりを検討し、確立します。
- ④積極的なリハビリの実施は難しいが、残存能力の機能維持を図ることを目的とした活動を行っていきます。
- ⑤職員教育の充実を図り、24 時間連絡体制や職員の手厚い配置等により安心して生活できる体制で援助します。

（2）日常生活援助

①食事

- ・食品の衛生管理を徹底し、安全安心な食事の提供を行います。
- ・個々の身体機能に合わせた食事を提供するとともに、必要に応じ療養食を提供します。
- ・入居者個々の病歴と嚥下状態を把握し、最も適した方法による食事援助を行います。
- ・栄養マネジメントを行い、嗜好やニーズに配慮した食事の提供を行います。
- ・生活時間に合わせた食事の提供や希望する場所（食堂・居室等）での食事提供、ゆとりのある声掛け・環境の整備を行います。
- ・季節にあった食事の提供、行事食の提供により、食事を楽しんでいただけるよう支援します。

②排泄

- ・個々の排泄状況に合わせたやり方で、入居者の負担や安全面に考慮したケアを実践します。
- ・排泄介助を行うにあたっては、入居者の尊厳を傷つけないよう、介護環境や声かけ等に十分配慮したケアを行います。
- ・トイレ・ポータブルトイレでの排泄が継続できるように支援します。
- ・褥瘡の発生リスクが高い入居者に対しては、体位変換や必要な対策を行いながら、褥瘡予防に取り組んでいきます。

③入浴

- ・入浴中の安全を図り、快適な入浴の提供を行います。
- ・プライバシーの保護に留意し、落ち着いた雰囲気の中で入浴できるよう支援します。
- ・主体性を尊重し身体機能に応じた援助、また、適した方法での入浴を行います。
- ・全身の状態を観察し適切な処置を行います。
- ・入浴に関するアンケート調査を実施しサービス提供の改善に努めます。
- ・体調不良や何らかの理由で入浴ができない時は、足浴や清拭等を行い、清潔保持に努めます。

④余暇時間

- ・趣味・嗜好に合わせた余暇時間、役割づくりの支援により生活意欲の向上を図ります。

- ・ショッピングや個別希望外出、園芸等の馴染みあるサークル活動を実施し、余暇時間の充実を図ります。
- ・入居者とのコミュニケーションを図ることで、要望を汲み取り応えます。

(3) 終末期への援助

- ①終末期の近づいた入居者・家族に対し、関係する職種が協働し終末期への援助を行います。
- ②家族が気兼ねなく本人と過ごせるよう環境整備を行います。
- ③要望や変化する状態に合わせた適切な住み替えの援助を行います。

(4) 身体拘束廃止

- ①身体拘束廃止に向けた取り組みを行います。
 - ・やむを得ず身体拘束を行う場合、様々な角度から必要性を検討したうえで、入居者及び家族に対し説明を行い、身体拘束に関する同意書を作成するとともに、実施経過を記録します。
 - ・身体拘束の必要性については毎月検討し、同意書は3ヶ月ごとの見直しを行い、安全確保が身体拘束に直結しないように廃止に向けた取り組みを行います。
- ②認知症等への理解を深めると共に個別対応を行い、関係性の向上による周辺症状の改善に努め身体拘束をしないケアを実践します。

(5) 安全対策

- ①発生した事故について、事故防止対策委員会を中心に事故及びその原因の分析、対応策の検討を行い、職員間で情報の共有を図り再発防止に努めます。
- ②事例検討の実施、KY（危険予知）活動、勉強会等により意識を高め、事故防止に努めます。
- ③火災・地震・水害等の災害に備え、防災計画に基づく避難訓練等を実施します。

(6) 家族との連携

- ①入居者の健康状態・生活状況等について定期的及び随時の連絡や相談を行います。
- ②施設サービス計画作成にあたっては入居者および家族の意向を確認し、了承を得たうえで施設サービスを提供します。
- ③交流を深めるために各種行事への参加を働きかけます。

(7) 専門職員としての倫理・技術の習得及び接遇の向上

- ①入居者一人ひとりの生活機能を把握・理解し個別サービスの向上に努めます。
- ②正しい知識と技術を身につけ接遇向上を図るため、施設外研修への参加と施設内研修を実施します。
- ③職員はストレスを溜め込まないように、自己管理に十分注意するとともに、年1回ストレスチェックを実施し、職員にとって働きやすい環境づくりを目指し、入居者が満足できる職場体制を構築していきます。
- ④サービスの質についての自己評価を実施し施設全体のサービス内容を検討します。
- ⑤アンケート等を通じて把握した入居者の意向等を尊重し、サービスの質の維持・向上に努めます。
- ⑥各関係法令への理解を深め、法令遵守を行います。
- ⑦年1回以上は研修にて虐待防止の知識を学び、職員の意識を高めます。

- ⑧実習生の受け入れを積極的に行うことで、第三者の客観的な視点を導入し、専門職としての資質の向上に努めていきます。
- ⑨施設におけるターミナルケアの知識及び技術の向上に努めます。
- ⑩各種会議の定期的開催を行います。

会議名	内容	実施回数	備考
担当者会議	ケアプランの立案及び評価 ケアプラン実施上の見直し、修正	随時	
介護サービス会議	サービス全般について 業務改善・見直しについて 研修報告・内部研修	4回/年 (必要に応じ随時)	起案は 主任副主任
食事ケア 検討委員会	サービスの質の追求 サービス提供の検討・協議 マニュアルの見直し 勉強会の開催	4回/年 (必要に応じ随時) 勉強会1回/年	
排泄ケア・ 褥瘡予防検討 委員会	サービスの質の追求 サービス提供の検討・協議 マニュアルの見直し 勉強会の開催	4回/年 (必要に応じ随時) 勉強会1回/年	
入浴ケア 検討委員会	サービスの質の追求 サービス提供の検討・協議 マニュアルの見直し リラクゼーションについて 勉強会の開催	4回/年 (必要に応じ随時) 勉強会1回/年	
認知症ケア 会議	認知症と認知症ケアに関すること (留意事項の伝達・技術的指導) 勉強会の開催	4回/年 (必要に応じ随時) 勉強会1回/年以上	認知症介護 実践者研修・ リーダー研修 修了者
事故防止対策 委員会	事故・苦情に関すること 発生事故の検討 KY活動	1回/月	
身体拘束廃止 推進委員会	身体拘束についての検討 同意書の作成・見直し 身体拘束廃止の検討 研修会の開催	1回/月 勉強会1回/年以上	
レクリエーシ ョン委員会	クラブ活動及び季節行事の計画 誕生会、レクリエーション活動	1回/月	
給食会議	献立・形態・摂取状況等に関するこ と	1回/2ヶ月	起案は管理栄 養士

(8) 日課・週課等

曜 日	内 容
月曜日	理容 回診
火曜日	ミニ売店 (隔週)
木曜日	クラブ活動 (お花クラブ 手芸 歌 園芸)
日曜日	リネン交換
毎日・随時	入浴 お茶のみ リハビリ体操 レクリエーション活動

(9) 月間行事及び年間行事計画

月	内 容	月	内 容
4月	お花見	10月	にいやま荘まつり
5月	しょうぶ湯	11月	収穫祭
6月	ミニ運動会	12月	クリスマスお楽しみ会
7月	七夕	1月	正月行事 水木団子
8月	花火大会 スイカ割り かき氷	2月	節分
9月	敬老会 秋のバスハイク	3月	ひな祭り
<p>*誕生祝い・・・誕生月に個別にお祝いする (外食や食事会) 担当職員が具体的に計画して取り組む</p> <p>*ドライブ・・・買い物外出随時</p> <p>*その他季節行事</p>			

2. 特別養護老人ホームにいやま荘（桜町ユニット）

■目標

・一人ひとりの生活習慣や好みを尊重し、今までの暮らしが継続できるようにお手伝いいたします。

(1) 生活介護の重点

- ①小さな生活の単位（ユニット）の中で、入居者一人ひとりの個性や生活リズムを尊重した暮らしの継続を支援します。
- ②暮らしをつくる基本、「食べる（食事）」、「出す（排泄）」、「寝る（睡眠）」を整えます。
- ③「暮らしのひろがり」（暮らしに潤いをあたえる「くつろぐ」）を実現します。
- ④「医療との連携」から健やかな暮らしを目指します。
- ⑤入居者・家族の意向及び心身の状況等に応じて、生活リハビリを行います。

(2) 日常生活援助

①食事

- ・栄養マネジメント、健康診断、体重測定を実施し、入居者の健康状態の向上を目指します。
- ・食品の衛生管理を徹底し、安全安心な食事の提供を行います。
- ・個々の身体機能に合わせた食事を提供するとともに、必要に応じ療養食を提供します。
- ・入居者個々の病歴と嚥下状態を把握し、最も適した方法による食事援助を行います。
- ・食事に関するアンケート調査を行い、嗜好やニーズに配慮した食事の提供を行います。
- ・入居者の意向や生活時間に合わせた食事の提供や希望する場所（食卓・居室等）での食事提供、ゆとりのある声掛け・環境の整備を行います。
- ・季節にあった食事の提供、行事食の提供により、食事を楽しんでいただけるよう支援します。

②排泄

- ・個々の状態に合わせた排泄ケアを実践します。
- ・プライバシーの保護に努めます。
- ・トイレ・ポータブルトイレでの排泄が継続できるように支援します。
- ・安全に配慮した排泄ケアを実践します。
- ・褥瘡発生の危険性を早期に見極め、褥瘡予防に取り組みます。

③入浴

- ・入浴の安全管理を行い、快適で安心安全な入浴の提供を行います。
- ・プライバシーの保護に努めます。
- ・入居者の意向に沿った入浴方法を尊重しながら、身体機能に応じた援助を行います。
- ・全身の状態を観察し適切な処置を行います。
- ・入浴に関するアンケート調査を実施し入居者の意向や入浴状況を把握し、サービス提供の改善に努めます。

④余暇時間

- ・趣味・嗜好に合わせ園芸、調理、手芸、散歩等を実施し、余暇時間の充実を図ります。
- ・毎日の日課に役割づくりの支援を行い生きがいの助長を図ります。
- ・入居者とのコミュニケーションを図ることで、要望を汲み取り応えます。
- ・ショッピングや個別希望の外出を行うことで、入居者が地域とつながりを感じる事ができるよ

う支援します。

(3) 終末期への援助

- ①終末期の近づいた入居者・家族に対し、関係する職種が協働し終末期への援助を行います。
- ②家族が気兼ねなく本人と過ごせるよう環境整備を行います。
- ③要望や変化する状態に合わせた適切な住み替えの援助を行います。

(4) 身体拘束廃止

- ①身体拘束廃止に向けた取り組みを行います。
 - ・やむを得ず身体拘束を行う場合、様々な角度から必要性を検討したうえで、入居者及び家族に対し説明を行い、身体拘束に関する同意書を作成するとともに、実施経過を記録します。
 - ・身体拘束の必要性については毎月検討し、同意書は3ヶ月ごとの見直しを行います。安全確保が身体拘束に直結しないように廃止に向けた取り組みを行います。
- ②認知症等への理解を深めると共に個別対応を行い、関係性の向上による周辺症状の改善に努め身体拘束をしないケアを実践します。

(5) 安全対策

- ①発生した事故について、事故防止対策委員会を中心に事故及びその原因の分析、対応策の検討を行い、職員間で情報の共有を図り再発防止に努めます。
- ②事例検討の実施、KY（危険予知）活動、勉強会等により意識を高め、事故防止に努めます。
- ③火災、地震、水害等に備え、防災計画に基づく避難誘導訓練を実施します。

(6) 家族との連携

- ①入居者の健康状態・生活状況等について定期的及び随時の連絡を行います。
- ②相談を随時受け付けます。
- ③施設サービス計画作成にあたっては入居者および家族の意向を確認し、了承を得たうえで施設サービスを提供します。
- ④交流を深めるために各種行事への参加を働きかけます。

(7) 専門職員としての倫理・技術の習得及び接遇の向上

- ①入居者一人ひとりの生活機能を把握・理解し個別サービスの向上に努めます。
- ②正しい知識と技術を身につけ接遇向上を図るため、施設外研修への参加と施設内研修を実施します。
- ③職員はストレスをためないように自己管理に十分注意するとともに、年1回ストレスチェックを実施し、職員にとって働きやすい環境作りを目指し、入居者が満足できる職場体制を構築します。
- ④サービスの質についての自己評価を実施し施設全体のサービス内容を検討します。
- ⑤アンケート等を通じて把握した入居者の意向等を尊重し、サービスの質の維持・向上に努めます。
- ⑥各関係法令への理解を深め、法令遵守を行います。
- ⑦年1回以上は研修にて虐待防止の知識を学び、職員の意識を高めます。

- ⑧実習生の受け入れを積極的に行うことで、第三者の客観的な視点を導入し、専門職としての意識の向上に努めます。
- ⑨施設におけるターミナルケアの知識及び技術の向上に努めます。
- ⑩各種会議の定期的開催を行います。

会議名	内容	実施回数	備考
担当者会議	ケアプランの立案及び評価 ケアプラン実施上の見直し、修正	随時	
ユニットリーダー会議	サービス全般について 業務改善・見直しについて 研修報告・内部研修 24時間シートの確認	4回/年 (必要に応じ随時)	
ユニット会議	ユニットに関すること 24時間シート作成	1回/2ヶ月	ユニットごとに行う
食事ケア 検討委員会 排泄ケア 検討委員会 入浴ケア 検討委員会	サービスの質の追求 サービス提供の検討・協議 マニュアルの見直し 勉強会の開催 新任職員等研修	4回/年 (必要に応じ随時) 勉強会 1回/年 2回/年	
認知症ケア 会議	認知症と認知症ケアに関すること (留意事項の伝達・技術的指導) 勉強会の開催 事例検討会	4回/年 (必要に応じ随時) 勉強会 1回/年以上	認知症介護実践者研修・リーダー研修修了者
事故防止対策 委員会	発生事故の検討 事故・苦情に関すること 事例検討 KY活動 新任職員等研修	1回/月 2回/年	
身体拘束廃止 推進委員会	身体拘束についての検討 同意書の作成・見直し 身体拘束廃止の検討 研修会の開催 新任職員等研修	1回/月 勉強会 1回/年以上 2回/年	
お楽しみ委員会	季節行事の計画 誕生会、レクリエーション活動	4回/年 (必要に応じ随時)	
給食会議	献立・形態・摂取状況等に関する事	1回/2ヶ月	

(8) 日課・週課等

曜 日	内 容
月曜日	理容
火曜日	ミニ売店（隔週）
水曜日	回診
毎日・随時	入浴 お茶のみ リハビリ体操 レクリエーション活動 リネン交換

(9) 月間行事及び年間行事計画

月	内 容	月	内 容
4月	お花見	10月	にいやま荘まつり、ハロウィン
5月	母の日	11月	
6月	父の日	12月	クリスマス忘年会
7月		1月	
8月	花火大会	2月	節分
9月	敬老会(ご家族と祝う会を行う)	3月	ひな祭り
<p>*誕生会・・・それぞれの誕生日(月)に実施</p> <p>*お楽しみ会・・・ユニット合同 交流を深めます(感染対策：ユニット単位の実施)</p> <p>*季節行事・・・ミニドライブ等</p> <p>*個別外出・・・自宅訪問、ショッピング等</p>			

3. にいやま荘（介護予防）短期入所生活介護事業（従来型/ユニット空床型）

■目標

- ・ひとりひとりの自律と暮らしの継続を支援する。
- ・利用者が住み慣れた自宅での生活を継続するための支援を行う。
- ・家族の介護負担を軽減し、在宅での介護が継続できるよう支援する。

（1）生活介護の重点

- ①可能な限り在宅生活と同じ条件での介護を行います。
- ②全室個室対応で個別ケアを重視した援助を行います。
- ③ニーズの多様化・複雑化に対応した接遇や援助技術の習得を行います。

（2）日常生活援助

- ①生活のなかでの役割を提供し、職員と一緒に活動を通じ信頼関係を築きます。
- ②利用者が互いにふれあい孤独感を解消できるよう援助します。
- ③利用者の心身の状況等に応じて、生活リハビリを行います。

（3）安全対策

- ①転倒の危険や利用者の状態が不安定な時は、安全のために適切な福祉用具を活用し、事故のないように見守りを行います。
- ②火災・地震・水害等の災害に備え、防災計画に基づく避難訓練等を実施します。

（4）家族との連携

- ①利用者の状態を十分に把握するとともに、在宅生活の援助の視点から、適切な介護技術等の相談に応じ、介護負担の軽減へとつなげます。
- ②居宅介護支援事業所との連絡を密にし、利用者及び家族の意向を確認し、短期入所生活介護計画の作成を行います。
- ③母体施設の空ベッドを有効活用し、利用ニーズに応じます。
- ④緊急利用に対しても柔軟に対応し、可能な限り受け入れを行います。

（5）感染症対策

- ①感染症対策として感染源の進入防止と、利用者・職員の罹患の早期発見に努め、感染の伝播、拡大を防いでいきます。

基本的な介護については、特別養護老人ホームにいやま荘利用者に対するサービス内容に準じます。

4. 医務室

■ 目標

- ・入居者の心身の健康状態が安定し、健やかに生活できるように日常の健康管理に努める。
- ・入居者が治療を要する状態の時には、個別の看護計画を作成し療養生活を支援する。
- ・他職種と協働連携し情報共有と技術の向上を図り入居者の健康維持とQOL向上に努める。
- ・感染防止対策委員会の活動を充実させ、職員の感染防止に対する知識と認識を深め、徹底した感染防止対策を行い、利用者の健康と安全を守る。

(1) 施設看護の重点

- ①入居者の食事・排泄、睡眠等の基本的な生活習慣を観察、把握し、健康状態が良好に保たれるよう、看護にあたります。
- ②入居者が抱える慢性疾患を把握し、治療が継続でき症状が安定するように支援していきます。
- ③入居者の新たな疾病を予防し、早期発見と治療に結びつくように努めます。
- ④入居者が急変した際に、迅速な対応を行い適切な治療ができるように支援します。
- ⑤認知症疾患を伴う入居者が、不安、焦燥、混迷等の精神的苦痛を緩和できるよう、適切な治療が受けられるように支援していきます。
- ⑥精神疾患を持った入居者が、専門医への治療が継続でき精神状態が安定するよう、通院の介助等を行います。
- ⑦入居者と家族等が嘱託医から病状と治療方針について十分な説明がされ、納得ができるよう話し合いの場を設ける調整を行います。
- ⑧感染症の予防対策を行い、施設内の感染症まん延拡大を防止します。
- ⑨看取りケアについて、他職種と協働連携を行い支援していきます。

(2) 具体的な看護内容

- ①体温、脈拍、血圧、呼吸、酸素飽和濃度、全身の観察等を随時行い平常時の状態を把握していきます。
- ②発熱や平常時とは明らかに違う突発的な症状が出現した時、早期の通院介助を行います。
- ③入居者が入院をする場合、医療機関への情報提供と必要な手続きを行い、また家族へ速やかに連絡をします。
- ④入居者一人一人に処方された薬を適切に管理し、決められた時間に正しく服用できるようにしていきます。
- ⑤週2回の嘱託医の回診の介助を行います。
(月曜日：にいやま荘従来型、水曜日：桜町ユニット)
- ⑥定期的な通院の介助を行います。
- ⑦週1回の歯科往診の介助を行います。
- ⑧月1回の皮膚科往診の介助を行います。
- ⑨定期的な検査が必要な入居者の通院介助を行います。
- ⑩皮膚トラブルの処置を行い、また予防に努めます。
- ⑪痰吸引が必要な入居者に肺炎予防のために、口腔内ケアを行います。
- ⑫食事摂取量や、水分摂取量を観察し、口腔からの摂取が困難になってきた入居者への栄養補

給に関する支援を行います。

- ⑬排便困難者や、便秘者に対する排泄コントロールを行い、適宜浣腸や摘便等を行い、食欲不振や腹痛の予防を行います。
- ⑭入居者の健康状態の変化に対して随時家族に連絡報告を行います。
- ⑮施設内の入居者の、ケアカンファレンスに参加しQOLの向上に務めます。

(3) 医療的支援

- ①健康診断を年に1回（9月頃）行い、その結果を本人及び家族へ報告します。
- ②吸引が必要な方へ随時吸引を行うとともに、吸引器や吸引カテーテルの衛生管理を行います。
- ③胃瘻、経鼻カテーテル等の経管栄養者の栄養管理を行うとともに、定期的なチューブ交換のための通院介助を行います。
- ④尿留置カテーテル挿入者の管理を行うとともに、定期的な交換のための通院介助を行います。
- ⑤ペースメーカー等装着者の適切な健康管理と定期的な通院の介助を行います。

(4) 看取期への支援

- ①医師に老衰や、医療的な治療が困難で回復不能と診断された入居者に関して、嘱託医が看取り期と判断した場合、入居者家族等と十分に話し合いを持ち、看取りを希望された場合、療養型医療機関へ入院できるように支援します。
- ②看取り期において、療養型医療機関へ入院できるまでの期間は、入居者が安楽に、清潔に、穏やかに過ごせるように看護に当たります。

(5) 食中毒及び感染症等の予防まん延防止への取り組み

- ①感染防止対策委員会の中で看護師が中心的な役割を行っていきます。
- ②職員を対象とした食中毒やインフルエンザ等の感染症に関する研修会を年2回開催します。
- ③定期的な委員会の開催を年4回実施し具体的な予防策について話し合い、感染症発生時には緊急会議を開催すると共に適切な対応を行います。
- ④希望する入居者に関して、インフルエンザ予防接種 肺炎球菌ワクチン接種 新型コロナウイルスワクチン接種を行います。
- ⑤利用者や職員が感染症を発生した場合、まん延拡大防止のために感染症連絡票を部署間に配布して迅速な予防策を徹底して行います。

(6) グループホームやすらぎへの医療連携

- ①週1回グループホームやすらぎを訪問し、入居者のバイタル測定や、全身状態の観察を行うとともに健康相談を受け、適切な助言を行います。
- ②皮膚処置や、浣腸や摘便が必要な入居者には、医師の指示の有無を確認し実施致します。
- ③職員に対する、入居者の服薬の管理について適切なアドバイスをします。
- ④入居者の定期的な通院介助時に、医師への相談事項をアドバイスします。

(7) 他職種との協働連携

- ①介護職員等医療的ケアの資格取得に向けた研修受講前の施設内での勉強会を行います。
- ②介護職員等医療的ケアの資格取得に向けた実地指導協力を当施設において行います。
- ③疾患に対する理解や急変時の対応などの勉強会を行います。

(8) 研修会

- ①看護師一人一人がスキルアップし、入居者に質の高い看護が提供されるよう、研修への参加を随時行っていきます。
- ②積極的にキャリアアップを希望する看護師に、各種研修等の参加の機会を与え、資格取得の支援をします。

(9) 年間計画

月	全 体	施 設
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・新入職者研修 ・感染防止対策について ・救急時の対応について ・高齢者の疾病と医療行為 ・医療的ケアの実際（喀痰吸引等） 	<ul style="list-style-type: none"> ※入所者新型コロナウイルス予防接種希望者の実地 （但し岩手県の指示の元）
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回感染防止対策委員会 	
6月		<ul style="list-style-type: none"> ・介護職員等医療的ケア研修 ・事前勉強会開催
6月～8月	<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止マニュアル及び指針についての見直しに関する会議 ・環境衛生マニュアル見直しに関する会議 	<ul style="list-style-type: none"> ・岩手県介護職員等医療的ケア研修 ・指導者養成講習参加
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回感染防止対策委員会研修会 （食中毒関係） 	
8月		<ul style="list-style-type: none"> ・介護職員等医療的ケア実地指導
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回感染防止対策委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・入居者健康診断
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・新入職者研修 ・感染防止対策について ・救急時の対応について ・高齢者の疾病と医療行為 ・医療的ケアの実際（喀痰吸引等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・肺炎球菌予防接種希望者の実施 ・介護職員等医療的ケア研修 ・事前勉強会開催
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回感染防止対策委員会研修会 （感染性胃腸炎、インフルエンザ等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護職員等医療的ケア実地指導
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回感染防止対策委員会 ・冬季の感染防止対策の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ・入居者インフルエンザ予防接種希望者の実施 ・冬季の感染防止対策の徹底
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回感染防止対策委員会研修会 （DVD研修） ・冬季の感染防止対策の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ・冬季の感染防止対策の徹底
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・冬季の感染防止対策の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ・冬季の感染防止対策の徹底
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・第4回感染防止対策委員会 ・冬季の感染防止対策の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ・冬季の感染防止対策の徹底

[3] -3 部ごとの計画（地域事業部）

1. にいやま荘居宅介護支援事業所

■目標

- ・適切な居宅介護計画の作成やモニタリングを通じた効果・実態の把握を行い、自立支援に向けたサービスの調整を図る。
- ・介護予防マネジメントを通じ要介護状態への移行予防や自立に向けた支援を行う。
- ・高齢者の総合的な相談業務を行い、行政・医療・保健福祉・地域ネットワーク等の関係機関との連携等により解決に向けた便宜を図る。

(1) 運営の重点

- ①居宅介護支援契約を締結した利用者に対し、介護保険法令の趣旨に沿って居宅サービス計画を作成し、指定居宅サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業所との連絡調整やその他の便宜を図ります。また、24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を整えます。
- ②適切な居宅サービス計画を作成するため多職種連携を強化し、利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的で開催し、必要時の受診同行を行い、質の高いサービスが提供されるようにします。
- ③主任介護支援専門員等を配置し、介護支援専門員実務研修の受け入れや法人事業所内の介護支援専門員の研修及び自主点検を計画的に行い、資質の向上や関連法令の理解促進を図り、人材育成に努めます。
- ④公正中立性の確保を図る観点から、各サービスの利用割合を利用者・家族等に説明を行うとともに介護サービス情報公表制度において公表します。
- ⑤看取り期における本人の意思を尊重したケアを充実させるために「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取り組みを行います。
- ⑥虐待のおそれや困難事例について障害者も高齢者も住み慣れた所で自分らしく生活出来るよう地域包括支援センター関連機関等と連携し、権利擁護に努め適切な居宅介護支援を提供します。
- ⑦対象となる利用者へ、紫波町徘徊高齢者支援ネットワーク事業への事前登録を勧めるとともに、早期発見・保護に可能な限り協力します。
- ⑧総合事業（介護予防・日常生活支援）の対象者に対して地域包括支援センター等関連機関と連携し、適切な居宅介護支援を提供します。
- ⑨質の高いケアマネジメントを実現するために、他法人運営事業所と共同で事例検討会・研修会等の取り組みを行います。
- ⑩介護支援専門員の居宅訪問により課題の把握に努め、利用者やその家族に対して複数の事業所（インフォーマルサービスを含む）の情報提供を行い利用者自らがサービスを選択できるよう支援を行います。

(2) 事業の内容

- ①利用者・家族及びサービス提供事業者と、居宅サービス計画に沿ったサービスの利用状況や目標達成状況・効果を毎月共有し、適切な居宅サービス計画の作成を行います。
- ②サービス提供進捗を確認し、その実績に応じた給付管理業務を行います。
- ③居宅サービスの内容について説明するとともに、随時相談に応じる等必要な支援を行います。
- ④利用者の要介護状態の変化による対応及び必要な申請等の代行業務を行います。
- ⑤医療と介護の連携を強化し、適切なケアマネジメントの実施やケアマネジメントの質の向上を進める観点から、利用者が医療機関において医師の診察を受ける際に介護支援専門員が同席し、医師等と医療連携を行い、当該情報を踏まえてケアマネジメントを行います。
- ⑥地域包括支援センターからの委託をうけ対象者の状況と意向の確認を行い、介護予防・自立支援を目的とした介護予防プラン・介護予防ケアマネジメントを作成します。
- ⑦総合事業（介護予防・日常生活支援）事業所との連携を図りながら定期的なモニタリングを行い、地域包括支援センターへの報告を行います。
- ⑧他の法人が運営する事業所と共同で事例検討会・研修会を計画し、実施します。

(3) 研修計画

①研修区分別研修内容

OJT・内部研修等	Off-JT・外部研修等	SDS（自己啓発援助）	備考
感染症対策研修 2回/年	公益財団法人いきいき岩手支援財団 盛岡地域包括・在宅介護支援センター協議会研修 岩手県介護支援専門員協会研修 盛岡地区介護支援専門員協会研修 在宅医療連携拠点事業所 チームもりおか研修 紫波郡在宅療養・多職種連携研修 紫波町生活支援体制整備協議体研修 盛岡広域成年後見センター研修	福祉用具関係会社研修 (住宅改修・福祉機器 展示視察等) 盛岡赤十字医療研修 チーム盛岡研修	
事例検討研修会 4回/年 施設内合同研修 2回/年	介護支援専門員研修（該当者） 他法人運営事業所と共同で行う事例検討会・研修会 紫波町地域包括支援センター主催の事例検討会		スーパービジョン
PC・業務関連ソフトの操作方法	紫波町地域ケア会議 矢巾町地域包括支援センター主催の連絡会		
介護計画作成関連	事業所管理者研修		スーパービジョン エルダー方式の活用

②領域別研修内容

領域	内容	備考
・介護計画作成	介護支援専門員研修（該当者） 介護保険等関連諸制度 各種サービス算定内容及び要件 医療行為及び連携・高齢者の疾患等・感染症の理解・看取り介護・ 認知症ケア	スーパー ビジョン エルダー 方式の活 用
・倫理	倫理と法令遵守 関連法令及び諸制度理解 権利擁護・成年後見・虐待防止・接遇	
・リスクマネジメント	個人情報保護 苦情処理	
その他 共通	IT・PC 管理・オンライン会議・研修実施/防災/救急救命講習	

2. にいやま荘通所介護事業所（介護予防・日常生活支援総合事業 第1号通所事業）

■目標

- ・在宅生活における要支援、要介護高齢者の介護予防と自立支援、介護家族の負担軽減のために、通所介護計画に沿った個別援助を図る。
- ・リスクマネジメントを強化し、類似事故再発ゼロを目指す。
- ・身体拘束の弊害を理解し、身体拘束をしないケアを実施する。
- ・高齢者虐待防止を推進する。
- ・施設機能を活用し、中重度の要介護者へのサービスの充実を図る。
- ・認知症ケアに関する知識を深め、専門性の高いチームケアを目指す。
- ・突発的なニーズに対し柔軟に対応する。
- ・無料体験利用の実施により、新規利用登録者の増加を目指す。
- ・ケアの質を高め、サービスの向上を図る。

（1）運営の重点

- ①利用者と家族のニーズを適切に把握し、居宅サービス計画に沿った通所介護計画、個別機能訓練計画・入浴計画（該当者）を作成するとともに、定期的にモニタリングを行い介護予防と自立支援に努めます。
- ②パンフレット、法人広報等の活用、通信の発行によりサービス内容を積極的に周知し、利用者の拡大を図り、支援を行います。
- ③利用者・家族との関わりを大切にし、信頼関係を築きます。
- ④家族・担当介護支援専門員等と連携し常時、感染症等の予防・まん延防止に努めるとともに、発生時は迅速で適切な対応を行います。
- ⑤地域に開かれた施設とし、ボランティア等を積極的に受け入れます。季節行事やイベント開催時にはボランティアと利用者の交流を図ります。
- ⑥災害への対応において避難等訓練の実施に当たり地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。
- ⑦有資格者の配置等により、専門的なサービスを提供します。
- ⑧整備された施設環境を活用し、より快適な居心地の良い空間創りに努めます。
- ⑨職員間でインシデント・アクシデント情報を共有し介護事故等の防止に努めます。
- ⑩科学的介護情報システムにのっとり、介護サービスの質の向上を図ります。

（2）事業の内容

- ①居宅サービス計画に沿った通所介護計画により、一日でも長く在宅で生活していただくことを重視してサービスを提供します。また、利用者の状況変化にも柔軟に対応します。
- ②利用者の身体機能の維持向上のため、個別機能訓練を行います。
- ③利用者個別の希望や状態に応じたメニューをとり入れ、季節行事やバスハイク等、五感を刺激し、心身機能の向上と楽しみや生きがいを感じていただける活動を提供します（認知症ケア、中重度ケア）。
- ④居宅介護支援事業所等と連携し、利用者や家族のニーズに丁寧かつ迅速に応えます。
- ⑤行政機関や医療保健機関と連携を強め、個別の身体状況や生活条件の改善に努めます。

- ⑥食品衛生・管理を徹底し、栄養バランスに配慮するとともに嗜好やニーズに即した食事を提供します。
- ⑦障害者総合支援法に基づく生活介護を提供します。(該当者)
- ⑧機械浴・個浴の設備を活かし、利用者の身体状況に合わせた、安全で快適な入浴を提供します。
また、可能な限り自宅での入浴が継続できるよう支援します。

(3) 研修計画

実施月	研修内容
4月	介護業務の基本
5月	車両事故発生時の緊急対応
6月	梅雨～夏場の食中毒対策
7月	災害対策・避難訓練
8月	事故予防と再発防止対策
9月	事故等緊急時の対応
10月	プライバシー・個人情報の保護
11月	インフルエンザ対策
12月	ノロウイルス対策
1月	虐待防止・身体拘束排除
2月	認知症ケア
3月	倫理・法令遵守

(4) 主な年間行事等

月	内容	月	内容
4月	お花見 作品作り	10月	町内ドライブ 運動会
5月	運動会 母の日会	11月	収穫祭
6月	ドライブ 父の日会	12月	忘年会 作品作り
7月	アジサイ見物 七夕	1月	正月遊び みずき団子
8月	夏祭り	2月	豆まき
9月	産直かかし祭り見物 敬老会	3月	ひな祭り 作品作り
<ul style="list-style-type: none"> ・音楽療法 (毎月) ・おやつ作り ・お話ボランティア月1回 			

3. 介護予防・日常生活支援総合事業

通所型サービス事業（ふれあいプラザ赤石/シニアプラザ佐比内）

■目標

・介護予防の観点から事業対象者の自立支援を図る。

（1）運営の重点

- ①閉じこもりがちな虚弱高齢者（事業対象者）を中心に介護予防の機会を提供し、孤立感の解消や自立生活の助長を図ります。
- ②行政や医療保健機関との連携を強めながら、個別の身体状況や生活条件の改善に努めます。
- ③地域包括支援センターと協力し、住民や民生委員との連携の場をもち、利用者や家族のニーズを把握します。
- ④インシデント・アクシデント情報を共有し介護事故等の防止に努めます。

（2）事業の内容

- ①デイサービス（送迎、生活指導、日常動作訓練、健康チェック、口腔ケア）…介護予防ケアマネジメントに沿ったサービスを提供しながら機能維持向上を目指します。
- ②趣味、生きがい活動…利用者個別の趣味等に対応した活動メニューを取り入れ介護予防につなげます。
- ③地域交流活動…閉じこもりや社会的孤立を予防するため、地域住民等との交流の機会を提供します。
- ④食習慣・嗜好・栄養バランスに配慮した食事を提供します。

4. (介護予防) 認知症対応型共同生活介護事業所 グループホームやすらぎ

■目標

・ひとりひとりの自律と暮らしの継続を支援する。

(1) 運営の重点

- ①利用者・家族の思いをくみとる事ができるよう、関わりを深めます。
- ②安全に配慮した介護環境、安心してくつろげる生活環境を整えます。
- ③医療連携について、取り巻く医療環境の変化に柔軟に対応できる体制を整えます。
- ④利用者が自発的に活動できるよう援助します。
- ⑤利用者一人ひとりの理解を深め、個別のケアを提供します。
- ⑥勉強会の開催・各種研修会への参加により、認知症と認知症ケアについて学び、専門的なケアを提供します。
- ⑦地域の皆さんに、グループホームへの理解を図り交流を深めます。
- ⑧やすらぎ運営推進会議の定期的開催により、利用者家族や地域の関係機関等の連携に努めます。
- ⑨インシデント・アクシデント情報を共有し、介護事故等の防止に努めます。

(2) 事業の内容

①生活介護

- ・個々の心身の状況や希望をとらえ介護計画を作成し、それに基づいたケアを提供します。
- ・介護計画について定期的に評価・見直しを行います。

②居室の提供

- ・プライバシーに配慮した個室及び生活空間を提供します。

③食事の提供

- ・食習慣・嗜好・栄養バランスに配慮した食事を提供します。
- ・食品衛生・管理を徹底します。
- ・管理栄養士より、栄養・食生活に関する助言や指導を受け栄養改善に努めます。

④健康管理

- ・利用者の心身の障害・疾病を理解すると共に、医療連携のもと健康管理を行います。
- ・感染症を予防する体制を整え、発生時には迅速で適切な対応を行います。

⑤看取りの援助

- ・施設での見取りを希望される利用者・家族に対し、関係する職種が協働し看取りの援助を行います。

(3) 身体拘束廃止

①身体拘束廃止に向けた取り組みを行います。

- ・やむを得ず身体拘束を行う場合、様々な角度から必要性を検討したうえで、入居者及び家族に対し説明を行い、身体拘束に関する同意書を作成するとともに、実施経過を記録します。
- ・3ヶ月ごとの見直しを行い、安全確保が身体拘束に直結しないように廃止に向けた取り組みを行います。

②認知症等への理解を深めると共に個別対応を行い、関係性の向上による周辺症状の改善に努め

身体拘束をしないケアを実践します。

(4) 年間の行事

季節行事	お花見会・忘年会	誕生会	利用者の誕生日等
家族懇談会	年1回程度	長寿を祝う会	9月
個別外出	随時	運営推進会議	年6回開催
避難訓練	火災・水害などを想定し年3回以上実施		

5. 紫波町高齢者生活福祉センター こもれび

■目標

・介護予防の観点から、住環境を提供し要援護高齢者等の自立支援を行う。

(1) 運営の重点

- ①紫波町長の認めた要援護高齢者等に対し、生活支援機能・居住機能・交流機能を総合的に提供し、高齢者福祉の増進を図ります。
- ②インシデント・アクシデント情報を共有し介護事故等の防止に努めます。

(2) 事業の内容

- ①住居の提供
- ②各種相談・助言
- ③各種サービス等の利用手続きの援助等
- ④地域住民との交流に関する各種事業
- ⑤前各号に掲げるものの他、町長が必要と認める事業
- ⑥町との協議により管理行為を行います。

[4] -4 部ごとの計画（あづまね温泉事業部）

1. あづまね温泉保養施設ききょう荘

■目標

- ・お客様が憩い、健康増進を図れる快適な保養の場を提供する。
- ・温泉施設の情報発信を行い集客増に積極的に努める。
- ・安定した経営と働きやすい施設、職場環境の整備を図る。

（1）運営の重点

- ①おもてなしの心を絶えず意識し、お客様に満足していただけるサービスを提供します。
- ②町との協議により施設の計画的な補修等を実施し施設環境を整備します。
- ③職員間でリスク・クライシスマネジメントを日常的に意識し、情報共有を行い事故の防止に努めます。

（2）事業の内容

- ①入浴事業 自然環境に恵まれた泉質豊かな温泉施設をご利用いただき、お客様の健康増進を図ります。四季に合わせた館内装飾を施し、お客様に寛ぎの空間を提供します。また、宿泊休業に伴い、日帰り休憩の客室の利用時間を延長し、お客様の満足度を高め併せて客室稼働率の向上に努めます。
- ②食事提供事業 お客様への食事メニューは、旬の食材の利用や産直等の地元食材活用を積極的に図り地産地消に努めます。生ごみの減量やごみの発生を抑制する物品の使用など環境に優しい取り組みに努めます。

（3）事業計画

- ①町の指定する指定管理者として、町と運営や施設修繕について緊密な協議を行い、安定的な経営と管理を行います。
- ②お客様に満足していただけるサービスを行うため定期的な職員研修の実施とOJT、OFF-JTに取り組みます。
- ③地元で組織する「あづまねエリア交流連絡協議会」と連携し、エリアの魅力を発信し地域の活性化を図ります。

2. あづまね温泉通所介護事業所（介護予防・日常生活支援総合事業 第1号通所事業）

■目標

- ・在宅生活における要支援、要介護高齢者の介護予防と自立支援、介護家族の負担軽減のために、通所介護計画に沿った個別援助を図る。
- ・施設機能を活用し、中重度の要介護高齢者へのサービスの充実を図る。
- ・認知症ケアに関する知識を高め、専門性の高いチームケアを目指す。
- ・リスクマネジメントを強化し、類似事故再発ゼロを目指す。
- ・突発的ニーズに柔軟な対応を行う。
- ・身体拘束の弊害を理解し、身体拘束をしないケアを行う。

（1）運営の重点

- ①利用者との介護家族のニーズを適切に把握し、居宅サービス計画に沿った通所介護計画を作成するとともに、定期的にモニタリングを行い介護予防と自立支援に努めます。
- ②町内の要支援・要介護高齢者に向け、「広報あづまね温泉便り」等を活用し、サービス内容を積極的に周知し、利用者の拡大を図り、支援を行います。
- ③利用者家族との関わりを大切にし、信頼関係を築きます。
- ④家族、担当介護支援専門員等と連携し常時、感染症等の予防、まん延防止に努めるとともに、発生時は迅速で適切な対応を行います。
- ⑤地域に開かれた施設として、ボランティア等を積極的に受け入れます。季節行事やイベント開催時にはボランティアと利用者の交流を図ります。
- ⑥有資格者の配置等により、専門的なサービスを提供します。
- ⑦職員間でインシデント・アクシデント情報を共有し介護事故等の防止に努めます。
- ⑧火災・地震・水害等の災害に備え、防災計画に基づく避難訓練を実施します。
- ⑨科学的介護情報システムにのっとり、介護サービスの質の向上を図ります。

（2）事業の内容

- ①居宅サービス計画等に沿った通所介護計画により、一日でも長く在宅で生活していただくことを重視して通所介護サービスを提供します。
- ②利用者個別の状態や希望に応じたメニューを取り入れ、季節行事やバスハイク等の娯楽や生きがいを感じていただける活動を提供します。
- ③利用者の身体機能の維持向上のため個別機能訓練の条件整備を図ります。
- ④居宅介護支援事業所等と連携し、利用者や家族のニーズに丁寧かつ迅速に応えます。
- ⑤温泉利用施設という特色を活かした快適な入浴等で、痛みの緩和を図るとともにリフレッシュできるサービスを提供します。
- ⑥食品衛生・管理を徹底し、栄養バランスに配慮するとともに嗜好やニーズに即した食事を提供します。

(3) 研修計画

実施月	研修内容
4月	感染症予防及び蔓延防止について（新型コロナウイルス）
5月	介護業務について（排泄、入浴、食事、送迎等）
6月	食中毒について
7月	事故防止、事故発生時の緊急対応について
8月	プライバシー・個人情報の保護について
9月	虐待防止・身体拘束について、避難訓練
10月	認知症について
11月	感染症予防及び蔓延防止について（インフルエンザ）
12月	感染症予防及び蔓延防止について（ノロウイルス）
1月	倫理規程・法令遵守について
3月	避難訓練

(4) 主な年間行事

月	内容	月	内容
4月	お花見・おやつ作り	10月	町内ミニドライブ・運動会
5月	母の日会・買い物ツアー	11月	カラオケ・作品作り・おやつ作り
6月	運動会・父の日会	12月	忘年会・作品作り
7月	七夕・町内ミニドライブ	1月	正月遊び・みずき団子作り
8月	作品作り・西瓜割り大会	2月	豆まき・故郷の民話会
9月	敬老会・産直ツアー・秋祭り	3月	ひな祭り・映画鑑賞
・ボランティアによる活動 音楽療法（月1回）、演芸等 ・誕生会（6、9、12、3月）			